認知症デイサービスあいの里きらら

(共用型)指定認知症対応型通所介護 【介護予防含む】

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬信福祉会が設置する認知症デイサービスあいの里きらら(以下「事業所」という。)において実施する共用型指定認知症対応型通所介護および共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、共用型指定認知症対応型通所介護および共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 共用型指定認知症対応型通所介護(以下「認知症デイ」という。)の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・向上をめざし、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

また、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「介護予防認知症デイ」という。)の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上をめざすものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症状の進行の緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえて、適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する大東市、居宅介護支援事業者、地域 包括支援センター、保健医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に 努めるものとする。
- 5 認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供の終了に際しては利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(運 営)

第3条 認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供に当たっては、事業所の従業者 によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業所の名称・所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 認知症デイサービス あいの里きらら
 - (2) 所在地 大阪府大東市大字龍間673番地3

(従業者の職種、員数、職務内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者および業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症デイおよび介護予防認知デイの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 介護従業者 8名以上(常勤職員4名、非常勤職員4名) 介護従業者は、利用者に対し必要な介護および世話、支援を行う。

(営業日および営業時間)

- 第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) サービス提供時間 10:00~16:30

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、6名とする。(1ユニット1日3名×2ユニット)

(事業内容)

- 第8条 事業所で行う認知症デイおよび介護予防認知症デイの内容は、次のとおりと する。
 - (1) 介護サービス(移動、排せつの介助、見守り等)
 - (2) 入浴サービス
 - (3) 給食サービス
 - (4) 生活指導(相談、援助等)
 - (5) 機能訓練
 - (6) 健康チェック
 - (7) 送迎サービス
 - (8) 延長サービス

(利用料等)

第9条 認知症デイおよび介護予防認知症デイを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する 費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるも のとする。

- 2 食事(昼食)の提供に要する費用については、1食あたり572円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- 4 その他、認知症デイおよび介護予防認知症デイにおいて提供される便宜のうち、 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当 と認められるものの実費について徴収する。
- 5 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に 文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるもの とする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない認知症デイおよび介護予防認知症デイに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症デイおよび介護予防認知症デイの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大東市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備、および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒および感染症が発生し、または蔓延しないように必要な 措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に 応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供により事故が発生した場合は、大東市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援 事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録をする ものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害地震等の災害に対処するための非常 災害対策計画を作成し、関係機関への通報および連絡体制の整備等の体制に万全を 期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定 期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した認知症デイおよび介護予防認知症デイに関し、介護保険法の 規定により大東市が行う文書その他の物件の提出、提示の求め、質問、照会、調査 に協力するとともに、大東市からの指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に 従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した認知症デイおよび介護予防認知症デイに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守するとともに、法人において定める個人情報保護規程および特定個人情報取扱規程に沿って適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、認知症デイの提供以外の目的では原 則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者ま

たはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現 に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを大東市に通報するものとする。

(地域との連携など)

- 第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携および協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 認知症デイおよび介護予防認知症デイの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容および活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに 当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるとと もに、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を 保持させるため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持す るべき旨を、雇用契約に定めるものとする。
- 4 事業所は、認知症デイおよび介護予防認知症デイに関する記録を整備し、その サービスの提供を開始した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と事業所の管理 者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日一部改正し、同日施行する。(介護報酬改定による改正)